主　論　文　要　旨

報告番号	甲　乙　第　　号	氏　名	宣　善花

主 論 文 題 名：

刑務所民営化の運営・機能に関する研究
―日韓米の制度を中心として―

（内容の要旨）

一　本論文の研究目的

本研究は日韓米の制度を中心に刑務所民営化の運営・機能に関する検討を行い、刑務所民営化の在り方を探るものである。「VFM（バリュー・フォー・マネー）を追求」するという民営化の目的は「受刑者の処遇」という刑事施設の目的と異なっており、民営化と刑務所を区別し、刑務所民営化を考えることが求められる。本来の刑事施設の目的に照らしながら、刑務所民営化の運営及び機能における効果と限界を明らかにし、刑務所民営化の在り方を探ることが本研究の目的である。

二　本論文の構成及び各章の概要

本稿は全 7 章で構成されており、その概要は次のとおりである。

まず、**序章**では、刑務所民営化の背景として、1980 年代以降の民営化の推進と刑務所における受刑者の人口増大があったこと、また、日本と韓国では、刑務所民営化において刑務官の不足及び受刑者の処遇効果への期待があったことを述べ（1 節）、研究の目的及び意義と概念の整理を行った（2 節）。そして、**1 章**では、日本の PFI 刑務所、韓国のソマン刑務所、米国（テキサス州）の民営刑務所について、各国の導入の背景、法的根拠及び施設の概要を述べている。

第２章　（民営刑務所の収容対象）

2 章では、民営刑務所では契約等において収容対象者の範囲が限定されているが、その限定により刑務所の運営及び機能においてどのような影響があるのかについて検討を行った。対象者の限定は、処遇効果に制約、充足率の限界、そしてコストへの影響をもたらすことから、日本より対象者の範囲が広い韓米の状況を参考にしつつ、刑事施設の目的に照らし、再入率・準初犯者の収容、長期受刑者の収容等による対象者を拡大することを提案している。

第3章　（民営刑務所における処遇機能）

3 章では、刑務所のもっとも重要な機能である受刑者の処遇において、民営化がどのような影響を与えているかについて検討を行った。処遇ジレンマを解消するための民営化の方向性として、対象者の拡大、処遇ノウハウの蓄積、新たな処遇プログラムの拡大等による刑務所民営化の拡大の方向性を示した。また、韓国のキリスト教による宗教的処遇、特別な処遇に限定して民営化が行われているイリノイ州の例を紹介し、刑務所民営化における処遇の在り方について検討を行っている。

第４章　（刑務所医療の民営化）

4 章では、医官不足という矯正医療の現状から、医療の充実化を図るため進められた日本の PFI 刑務所における民間委託の状況を概観し、その効果及び限界について検討を行っている。民営化を行っても、医師の確保により医療業務を充実させるという V（バリュー）の追求に限界がみられることから、残る民営化の方策として、韓国で行われている遠隔医療システムの導入を提案し、経済的効率性（M＝マネー）追求の拡大による刑務所医療の民営化を検討している。

第５章　（民営刑務所とコスト）

5 章では、刑務所民営化において経済的効率性を追求する目的は本来の刑務所のではないことを指摘した上、VFM の追求という民営化の目的が刑務所運営や機能に照らし、どのように求められるべきなのかについて検討を行った。韓国やアメリカは完全民営刑務所であり、支払い方式が異なること等を示しつつ、刑務所の民営化は国の予算削減効果、企業の利益、地域社会への波及効果などコストの削減や経済的利用が可能で一方、運用において効率性の追求の拡大が期待できることについて検討している。

第６章　（反民営化の働き）

6 章では、1980 年以降、刑務所民営化がもっとも進められているアメリカにおいて、脱民営化・再民営化、そして連邦民営刑務所の廃止の動きなど、州毎に刑務所民営化についての政策が異なっていることや、刑務所民営化の刑務所民営化が十分な成果を出してない状況等、反民営化の状況を紹介している。特にイリノイ州の場合は、民営矯正施設猶予法により、従来から刑務所民営化に消極的な態度を取っているが、一方では、例外的に特別な処遇に関しては民営化を進めており、刑務所民営化において処遇機能を重視している状況について検討を行った。

第７章　（公共サービス法に基づく部分的民営化）

7 章では、既存施設において部分的民営化を進めている日本の状況を概観、委託を行う各分野において、民営化がどのように用いられるべきなのかについて検討を行った。既存施設の民営化においては、部分的で実施されることから、各事業の検討の上、民営化が進められているが、PFI 刑務所のように民間委託に特化した施設ではないため、委託の際、限界も現れ、部分的民営化は総務及び給食等の収容関連業務に絞られて進行されている。しかし、刑事施設の持つ目的に照らすと、教育、分類、職業訓練、作業、医療業務など、受刑者の処遇に関わる業務における事業拡大が望ましいことから、各事業における民営化拡大の方向性について検討を行っている。

最後に、**終章**では、以上の検討から考えられる刑務所民営化の在り方を再度示し、刑務所の在り方は時代とともに修正や変更が求められること、また、受刑者の処遇は施設にと止まらないことから、少年施設や保護観察などという犯罪者の処遇において民営化という手段はどのように用いられるべきかについては今後の課題とする。